

姫路みなとドームにかかる指定管理者の指定について

1 管理を行わせる施設

- (1) 名 称 姫路みなとドーム
- (2) 所在地 姫路市飾磨区細江1228番地2

2 指定管理者候補者

- (1) 名 称 神姫バスグループ共同事業体
- (2) 代表者
名 称 神姫トラストホープ株式会社
代表者 代表取締役 切原 慎治
所在地 姫路市花田町一本松1番地の1
- (3) 構成員
名 称 神姫バス株式会社
代表者 代表取締役 長尾 真
所在地 姫路市西駅前町1番地

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

4 選定理由

姫路みなとドーム条例第17第2項各号に掲げる基準及び姫路市指定管理者制度導入基本方針に定める基準を基に、指定管理者選定委員会が定める基準に基づき審査を行った結果、指定管理者候補者に選定した。（※「7選定経緯(5)評点結果」参照）

5 評価内容

- ・施設の効用を増進するための創意工夫について、利便性やサービス向上につなげるため、LINE公式アカウントを用いた情報発信及びアンケートを実施するなど、適切な提案内容であった。
- ・施設の管理運営においては、本市だけでなく県内でも類似施設を多く運営し、実績とノウハウを備えている。
- ・団体の経営状態は事業体を構成する2団体ともに良好であり、指定管理者として安定した運営能力を有している。

6 姫路市観光経済局指定管理者選定委員会委員

	役 職	氏 名
委員長	姫路市観光経済局長	大前 晋
副委員長	兵庫県立大学教授（学識経験者）	糟屋 美千子
委員	公認会計士	浦田 秀彦
	市民・利用者代表	丸山 純代
	姫路市観光経済局商工労働部長	中尾 豊

7 選定経緯

- (1) 募集方法 公募
- (2) 募集期間 令和5年8月3日から令和5年9月19日まで
- (3) 申請者数 1団体（神姫バスグループ共同事業体）
- (4) 選定委員会検討経過

現地視察 令和5年7月25日 姫路市みなとドームの現地視察

第1回 令和5年7月25日 現指定管理者に対する評価、
募集要項・審査基準等の審議・決定

第2回 令和5年9月27日 申請書類及び、プレゼンテーション審査、
指定管理者候補者の選定
- (5) 評点結果（各委員による評点の平均）

		候補者
総合評点		200.0点
（ 内 訳 ）	事業計画等の評価（150点）	119.6点
	施設の管理運営方針（20点）	15.8点
	施設の効用を最大限に発揮・ 管理経費の縮減（60点）	45.8点
	施設の管理を安定して行う能力（70点）	58.0点
	管理運営経費の評価（150点）	80.4点
	指定管理料 評点*1 提案額 （120点）	60.0点
	提案額*2 （単年度平均）	27,900,000円
収支計画の妥当性（30点）	20.4点	

- *1 指定管理料提案額の評点の算出式は以下のとおり。

$$\text{評点} = 120 \text{点} \times \{0.5 + 0.5 \times (\text{上限額 } 27,907,000 \text{円} - \text{提案額}) \div (\text{上限額 } 27,907,000 \text{円} - \text{下限額})\}$$
 ※ただし、提案額が上限額を上回る場合は失格とし、提案額が上限額の8割を下回る場合は、一律120点の評点とする。

(6) 議事要旨

- ・ 現地視察

施設の視察を行い、「姫路みなとドーム」の施設概要等について説明。

- ・ 第1回選定委員会

事務局により指定管理者制度の概要、指定管理者募集要項及び審査基準について説明。

「姫路みなとドーム指定管理者募集要項（案）」、「姫路みなとドーム指定管理者候補者審査基準（案）」について審議が行われ、原案のとおり承認された。

- ・ 第2回選定委員会

事務局による申請資格調査結果の報告。

「書類審査」及び「プレゼンテーション審査」により各委員の評点を確定。

評点結果を集計し、「神姫バスグループ共同事業体」を指定管理者候補者に選定。

選定結果報告の内容について審議を行い、決定した。

8 候補者の決定

令和5年10月11日開催の指定管理者制度運用委員会において指定管理者候補者を決定